

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第10回牛豚等疾病小委員会

議 事 次 第

日 時：平成22年4月20日（火）18：00～20：00（予定）
場 所：農林水産省 第1特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について

（2）今後の対応について

（3）その他

4 閉 会

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

牛豚等疾病小委員会委員名簿

【臨時委員】

岡 部 信 彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
○田 原 健	(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会専務理事
寺 門 誠 致	共立製薬(株)取締役先端技術開発センター長

【専門委員】

明 石 博 臣	(国)東京大学大学院農学生命科学研究科教授
今 田 由美子	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所動物疾病対策センター長
佐 藤 英 明	(国)東北大学大学院農学研究科教授
清 水 実 嗣	(株)微生物化学研究所顧問 研究開発部長
津 田 知 幸	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所企画管理部長

(敬称略、五十音順、○：委員長)

平成 22 年 4 月 20 日

宮崎県における口蹄疫疑似患畜に対する経緯等について

1 農場の概要

場 所：宮崎県児湯郡都農町

飼養状況：肉用繁殖 繁殖母牛 9 頭、育成 3 頭、仔牛 4 頭

2 経緯

4 月 9 日

飼養牛の 1 頭 (①) の口腔内にびらんを確認し家畜保健衛生所 (以下「家保」) へ通報。家保による立入検査。同居牛に異常がないため経過を観察。

16 日

同居牛の 1 頭 (②) に発熱、食欲なし、口腔内にびらんを確認。別の 1 頭 (③) に流涎を確認 (発熱なし)。

17 日昼

家保による立入検査。上記のほか、③の舌にびらんを確認。

19 日午前

家保において、ブルータング、牛パラインフルエンザ、牛ウイルス性下痢、牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病の PCR を実施し、いずれも陰性。動物衛生課に連絡。

19 日午後

家保が当該農場に立入り検査。新たに同居牛 1 頭 (④) で臨床症状を確認。口蹄疫の病性鑑定のため、検体を採取。

病変部 (びらん部) ぬぐい液 3 検体 (臨床症状牛②～④)

病変部 (痂皮) 1 検体 (臨床症状牛③)

血液採取 16 検体 (全頭)

3 対応状況

(1) 農場の検査

初発牛①：9 日から発熱、食欲なし、流涎。口腔内にびらん確認。水疱なし。17 日には治癒。

同居牛②：16 日に発熱、食欲低下。口腔内にびらん確認。水疱なし。

同居牛③：16 日に流涎、17 日に発熱、食欲なし。舌にびらん確認

(2) 病性鑑定 (動物衛生研究所において実施予定)

19 日 24:00：動物衛生研究所に検体到着。

PCR (実施予定：4～5 時間)

抗体 ELISA (実施予定：48 時間)

ウイルス分離 (実施予定：7 日間)

20 日早朝 PCR の結果、3 頭 (②～④) 中 3 頭で陽性を確認。

(3) 現地の対応 (宮崎県)

・当該農場：移動自粛、消毒槽設置、異常確認時の通報。

<出荷状況>

<周辺農場>

半径 10km 以内 牛 575 戸、10,077 頭、豚 108 戸、130,033 頭、水牛 1 戸、42 頭

半径 10～20km 牛 749 戸、16,991 頭、豚 50 戸、52,622 頭

実施している口蹄疫診断検査（４月１９日）

1. RT-PCR法

遺伝子領域 2カ所 （3D領域、IRES領域）

2. 感受性細胞を用いたウイルス分離

3. 抗体検出ELISA

タイプO,A,C,Asia1に対して実施 （結果 20日午後3時頃）

4. 抗原検出ELISA 今回持ち込まれた拭い液、痂皮組織では、抗原量が少なく、材料として不適。2でウイルスの分離後、実施

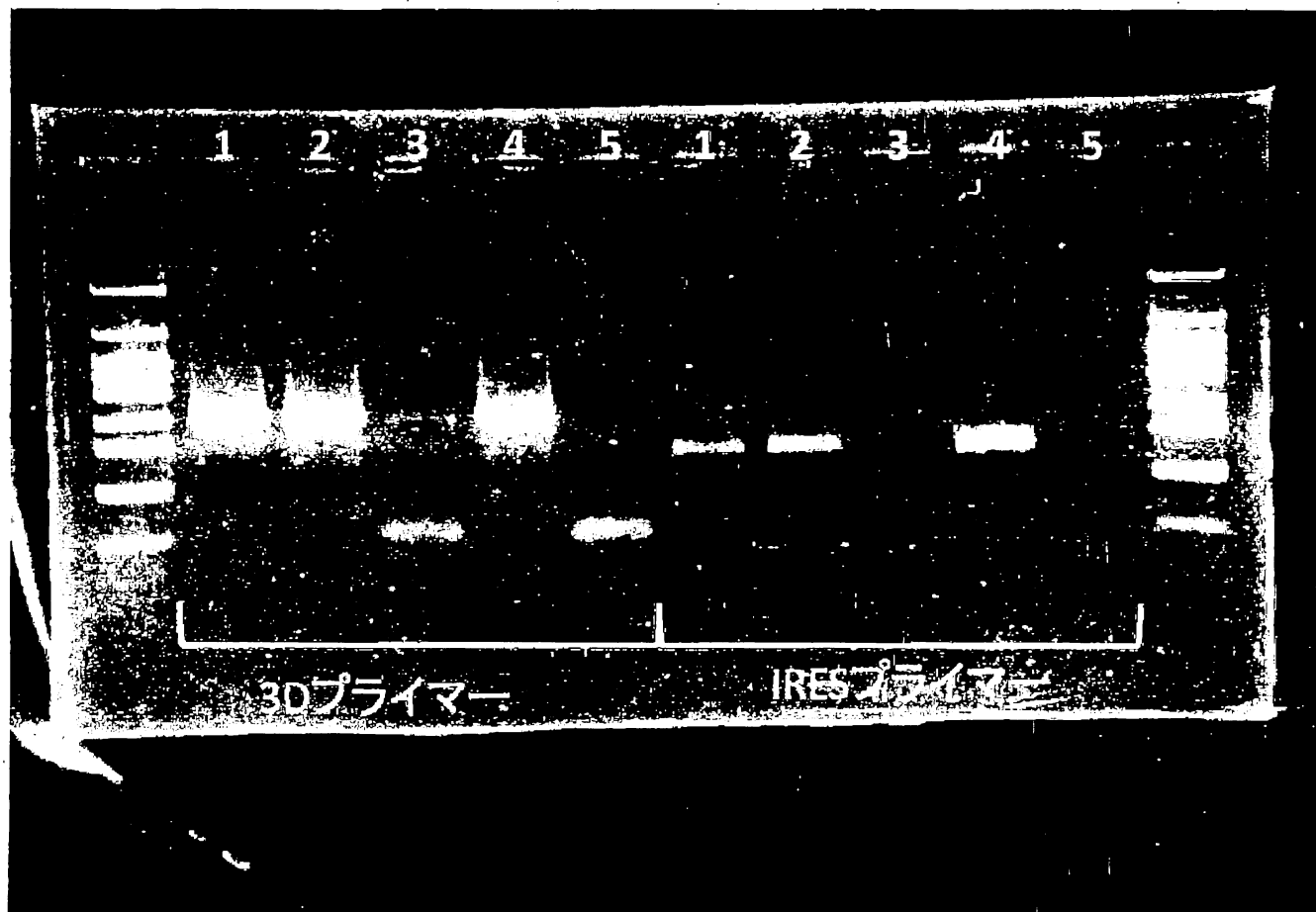
（今後実施する検査）

1. 抗原検出ELISA

ウイルスが分離されればウイルスのタイピング（血清型）を判定

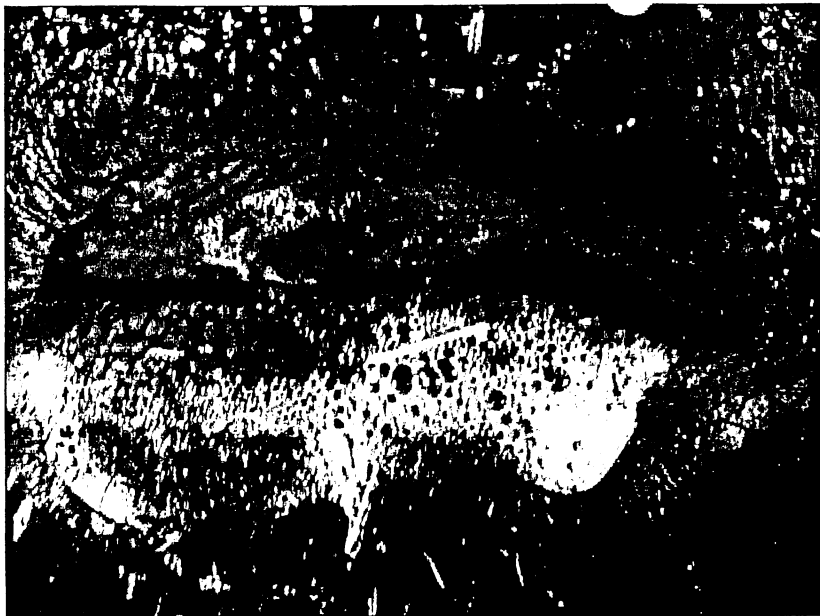
2. 遺伝子の塩基配列の決定

宮崎 PCR結果



- 1 No13 スワブ
- 2 No.14スワブ
- 3 No.15スワブ
- 4 No.14 痂皮
- 5 DW (陰性対照)

検体No.	個体識別番号	名号	血液	スワブ(病変部ぬぐい液)	痂皮	備 考
1	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
2	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
3	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
4	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
5	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
6	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
7	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
8	■■■■■		○			子牛・育成牛舎
9	■■■■■		○			成牛舎
10	■■■■■		○			成牛舎
11	■■■■■		○			成牛舎
12	■■■■■		○			成牛舎
13	■■■■■	■■■	○	○		成牛舎・発症牛
14	■■■■■	■■■	○	○	○	成牛舎・発症牛
15	■■■■■	■■■	○	○		成牛舎・発症牛
16	■■■■■	■■■	○			成牛舎・発症牛(治癒)



1 頭目 (4月9日) ↑



2 頭目 (4月17日) ↑

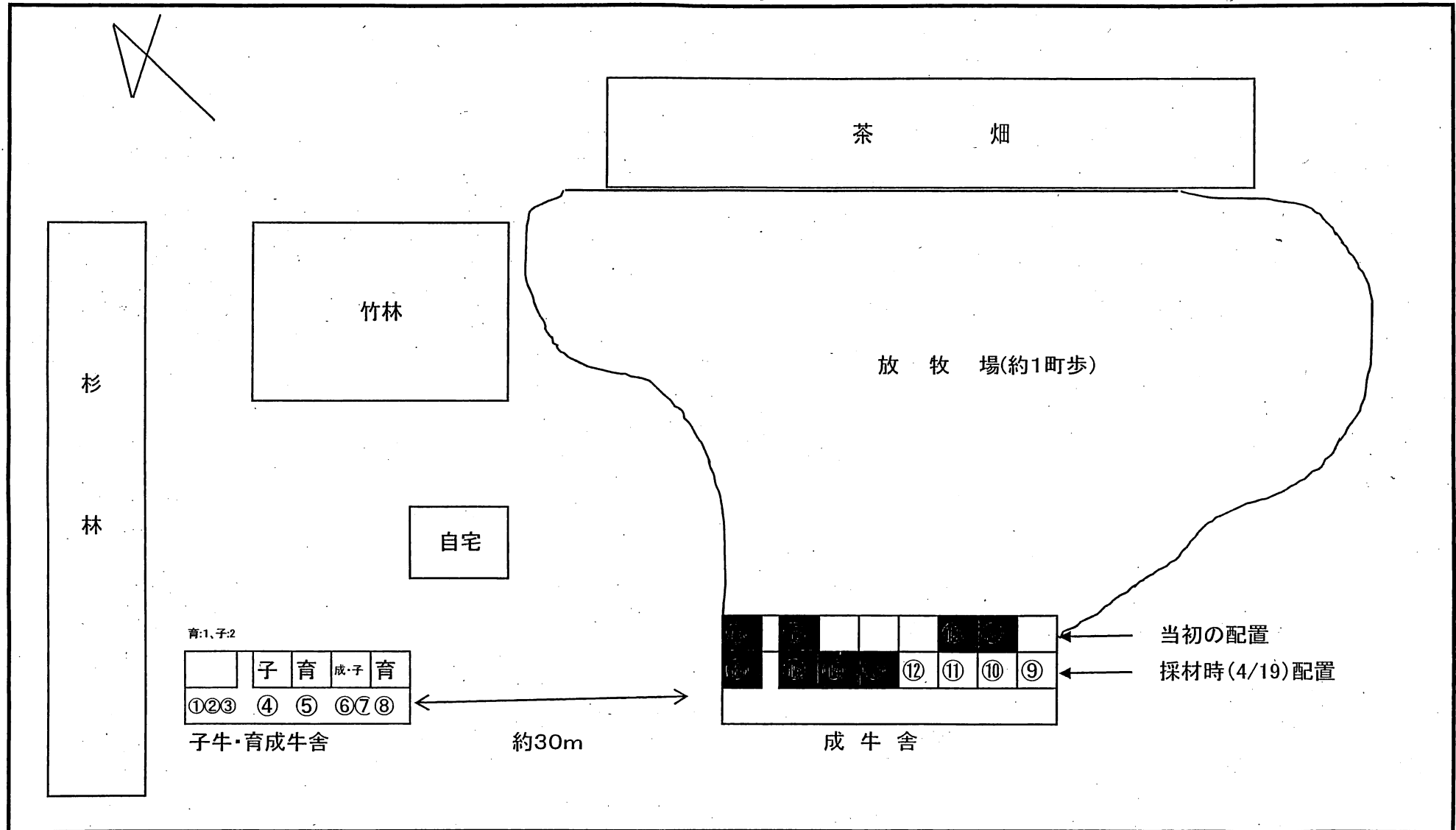


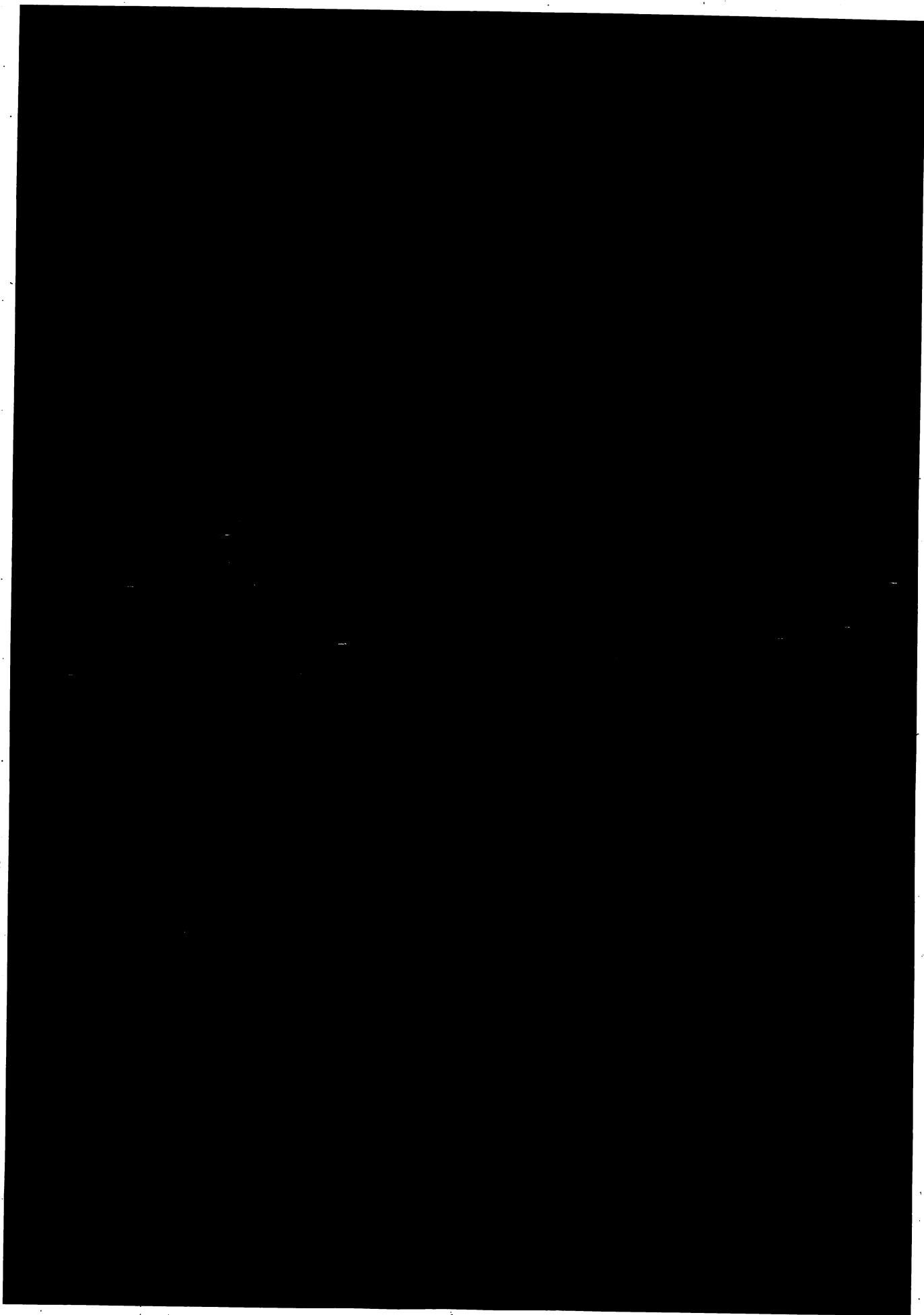
2 頭目 (4月17日) ↑



3 頭目 (4月17日) ↑

牛舎の見取り図





今後の防疫対応について（案）

家畜伝染病予防法の規定に基づく、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に沿って、当面、以下により迅速かつ的確な防疫措置を実施。

1. 疑似患畜の範囲

(1) PCR検査（遺伝子検査）で陽性となった家畜3頭

※ 今般の事例については、引き続き実施しているウイルス分離検査でウイルスが分離された場合、当該家畜を患畜とするが、今後の以下の防疫措置に変更はない。

(2) (1)と同じ農場で飼養されているすべての家畜16頭

2. 殺処分等

1. の疑似家畜すべてについて、準備ができ次第、速やかに殺処分を実施。その死体や敷料等汚染しているおそれのある物品については、焼却又は埋却等を実施。

3. 移動の制限等

(1) 通行の制限

当該農場において殺処分等を実施するまでの72時間以内の間、当該農場及びその周辺のみに限って、人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限。

(2) 移動制限等

家畜やその死体、その他物品について、移動又は搬出を制限。

なお、各区域の主な幹線道路に消毒ポイントを設置し、関係車両等の消毒を実施。

① 移動制限区域

・ 範囲：当該農場を中心とした半径10km以内の

区域

- ・ 期間：当該農場の殺処分完了後21日間
- ・ 内容：生きた偶蹄類の家畜やその死体等の移動の禁止
と畜場及び家畜市場の閉鎖 等

② 搬出制限区域

- ・ 範囲：当該農場を中心とした半径20km以内の区域
- ・ 期間：発生から21日間
- ・ 内容：生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域外への移動を禁止
家畜市場の閉鎖（と畜場での食肉処理は可能） 等

4. その他

- (1) 各都道府県に対し、管内の偶蹄類家畜の所有者等に対して、
 - ・ 直ちに飼養家畜の異常の有無を確認すること
 - ・ 何らかの異常があった場合には、速やかに家畜保健衛生所等に連絡すること
 - ・ 改めて、農場出入口での消毒の徹底、農場内への部外者の立入制限など飼養衛生管理を徹底すること等を指導するよう通知。
- (2) 関係府省と十分連携を図りつつ、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。
- (3) 関係都道府県と協力し、発生農場における家畜、人及び車両の移動、飼料の利用等を調査し、感染源及び感染経路の究明を行う。

口蹄疫の発生に伴うサーベイランスの実施について（案）

1 基本的な考え方

今回の発生事例の感染牛では、舌、口腔のびらんや発熱、食欲不振などの臨床症状が認められており、臨床症状に基づく診断が有効と考えられる。

このため、今回の発生においては、移動制限区域以外の地域の農場（輸入粗飼料を利用している農場等）については、検査による伝播の機会を低減する観点から、電話による聞き取りにより臨床症状の有無を確認することとする。

また、防疫措置の開始当初は、疫学調査による関連農場の特定を優先する必要があると考えられる。このため、移動制限区域内においても、移動制限開始後1週間は聞き取り等による臨床症状の確認に努めることとし、1週間を経過した以降、血清抗体サーベイランスを実施することにより、清浄性の確認に万全を期すこととする。

2 2000年の発生とのサーベイランス方法の比較

対応年	2000年の発生		今回の対応（案）	
サーベイランスの開始時期	移動制限の直後から開始		移動制限開始1週間後から開始	
検査対象	対象農場数	検体数	対象農場数	検体数
疑似患者確認 農家周辺1km 以内の農家	全戸	10頭	全戸	10頭※
移動制限地域 内の農家	全戸を目標	1～5頭	- 発生農場の疫学関連農場 - 輸入粗飼料を給与していた農家	10頭※
搬出制限地域 内の農家				
上記以外の発生 県内の農家	臨床症状の確認のため 立ち入り指導を行う農家	1頭	輸入粗飼料を給与していた農家	※電話による確認や獣医師からの報告により、臨床的に異常がないことを確認
発生県以外の 都道府県の農家	移動制限地域から牛を導入している地域の農家 輸入粗飼料を給与していた農家であって、粗飼料購入もとが同一など関連がある農家	1頭	移動制限地域から牛を導入している農家	

(案)

番 号
年月日

各都道府県知事 あで

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等について

口蹄疫については、我が国では平成12年以降発生がみられなかったところであるが、今般、別紙1のとおり、今月上旬、宮崎県内の肉用牛繁殖農家で飼養する肉用繁殖牛1頭において口腔内にびらんが確認され、その後、同居牛でも、発熱や流涎、びらん等の症状の拡大が確認されました。

本日、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所による病性鑑定の結果、口蹄疫ウイルス自体は確認されていないものの、3頭からウイルスの遺伝子が検出されたことから、本日、これら家畜及び当該農場のすべての飼養牛を本病の疑似患畜としたところです。

本件については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月農林水産大臣公表）に基づき、疑似患畜確認農場における飼養牛の全頭とう汰、当該農場を中心とした半径10km以内における移動制限等の防疫措置を講じるとともに、本日開催された農林水産省口蹄疫防疫対策本部及び食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会の議論を踏まえ、本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、全国における本病の防疫対策の強化・徹底を図ることとしております。

つきましては、下記事項に留意の上、関係機関、団体等への正確な情報提供と指導を徹底し、防疫措置に遺漏のないようお願いします。

記

1 家畜衛生関係者、畜産関係者等への周知等

- (1) 今回の発生概要、口蹄疫の特徴的な病変等について、改めて正確な情報の伝達に努めるとともに、口蹄疫が疑われる事例があった場合には、防疫指針第2の1の(1)に基づき所要の措置を講ずるよう家畜の所有者及び獣医師

に対して指導の徹底を図ること。

- (2) 偶蹄類の家畜を飼養する農場に立ち入る際には、入退場時の車両等、器具器材の消毒の徹底、衣服、長靴、手袋等の各農場での専用化等によりまん延の防止に十分留意するとともに、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に対してもその旨の指導を徹底すること。

2 緊急調査の実施

- (1) 都道府県内に偶蹄類家畜の飼養農場を対象に、飼養家畜の異常の有無について、関係機関とも連携し、所有者や診療獣医師などに対する電話連絡又は家畜防疫員等による立入検査により確認すること。ただし、一日に複数の農場に対し立入検査を実施する家畜防疫員等は、着衣、車両等の消毒について、従来にも増して徹底した注意を行うこと。
- (2) 上記確認において、異常家畜を認める旨の通報を受けた家畜保健衛生所は直ちに家畜防疫員による立入検査を実施するとともに、速やかにその旨について動物衛生課へ連絡すること。
- (3) (1) 及び (2) の確認状況については、別紙 2 によりその進捗状況について、4 月 26 日（月）までに別紙 2 により動物衛生課長あて連絡すること。また、その後の実施状況については、4 月 30 日（金）までに動物衛生課長あて連絡すること。

3 的確な病性鑑定の実施

- (1) 異常畜の通報があった場合には、直ちに動物衛生課に連絡するとともに、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い必要な病性鑑定を実施すること。
- (2) 病性鑑定については、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」（平成 16 年 12 月 1 日付け 16 消安第 6315 号。農林水産省消費・安全局長通知）の 4 に基づき材料の採取及び送付を行うこと。

4 危機管理体制の点検

万一の発生の際に、円滑な防疫措置に遺漏がないよう、指針第 3 の 1 の「危機管理体制の構築」に沿った危機管理体制について再点検を行うこと。

口蹄疫の疑似患畜の確認について

家畜伝染病である口蹄疫を疑う事例が宮崎県において確認された。

1 発生場所

宮崎県児湯郡都農町に所在する繁殖牛農家（飼養頭数 繁殖牛 9 頭、育成牛 3 頭、子牛 4 頭）

2 発生の経過

4 月 9 日：開業獣医師の診断において、当該農場の飼養牛の 1 頭に口腔内のびらんが確認されたことについて、管轄の家畜保健衛生所へ病性鑑定依頼。家保職員が立入検査を行ったが、同居牛には異常が認められなかったため、経過観察。

4 月 16 日：当該農場の同居牛の 1 頭に発熱、食欲減退、口腔内のびらんを確認。別の 1 頭にも流涎を確認。

4 月 17 日：家保職員の立入調査により、16 日に流涎が確認された牛の舌にびらんを確認。

4 月 19 日：イバラキ病等の類似疾病についてすべて陰性を確認。また、同日の立入調査において、新たに症状を呈する牛 1 頭を確認。このため、症状が確認された 4 頭から検査用検体を採取し、（独）動物衛生研究所に送付。

4 月 20 日：（独）動物衛生研究所において、既に病変が治癒していた 1 頭を除き 3 頭分検体について PCR 検査を実施したところ、全検体で陽性を確認。

以上の結果から、専門家の意見を聞き、上記 4 頭及び同居牛 12 頭を口蹄疫の疑似患畜と判断。

別紙 2

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

偶蹄類の家畜飼養農場への緊急調査等の実施状況について（報告）

都道府県内の偶蹄類の家畜の飼養農場数	緊急調査等終了農場数	異常が確認された農場数及びその対応状況	調査等実施方法
戸	戸	戸 対応状況	(1) 電話連絡 戸 (2) 農場立入 戸 (3) その他 戸

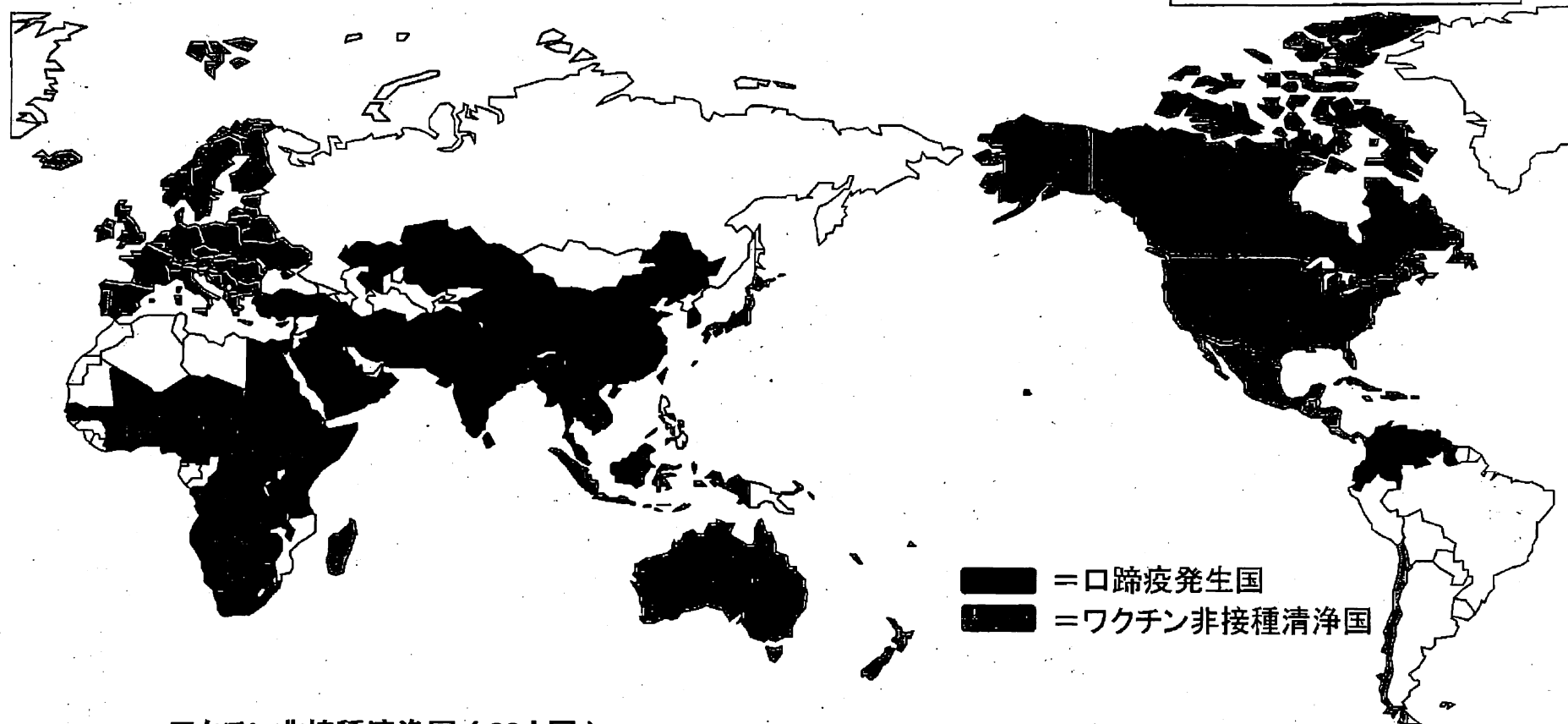
感染経路究明チームの設置について（案）

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）において、感染源及び感染経路の究明として、「本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、都道府県畜産主務課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、防疫指針の「４ 接触したおそれのある感受性動物の追跡」及び「６ 立入検査、血清疫学調査等」の調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥等の野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。農林水産省は、これらの調査の結果に基づく専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。」と明記されている。このことから、感染経路究明チームを立ち上げ、本件に係る感染源及び感染経路の究明をする。

本チームについては、牛豚等疾病小委員、疫学専門家、ウイルス学専門家、発生県の家畜保健衛生所獣医師等により構成するものとする。

口蹄疫の発生状況

2010年1月8日現在



■ = 口蹄疫発生国
□ = ワクチン非接種清浄国

ワクチン非接種清浄国（63カ国）

～ヨーロッパ(38カ国)～

アルバニア	デンマーク	アイスランド	ノルウェー	セルビア
オーストリア	エストニア	アイルランド	ポーランド	モンテネグロ
ベラルーシ	フィンランド	イタリア	ポルトガル	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ベルギー	マケドニア	ラトビア	ルーマニア	スイス
ブルガリア	フランス	リトアニア	スロバキア	ウクライナ
クロアチア	ドイツ	ルクセンブルク	スロベニア	英国
キプロス	ギリシャ	マルタ	スペイン	
チェコ	ハンガリー	オランダ	スウェーデン	

～アジア(4カ国)～

日本
インドネシア
シンガポール
ブルネイ

～オセアニア(4カ国)～

オーストラリア
ニューカレドニア
ニュージーランド
バヌアツ

～南北アメリカ(15カ国)～

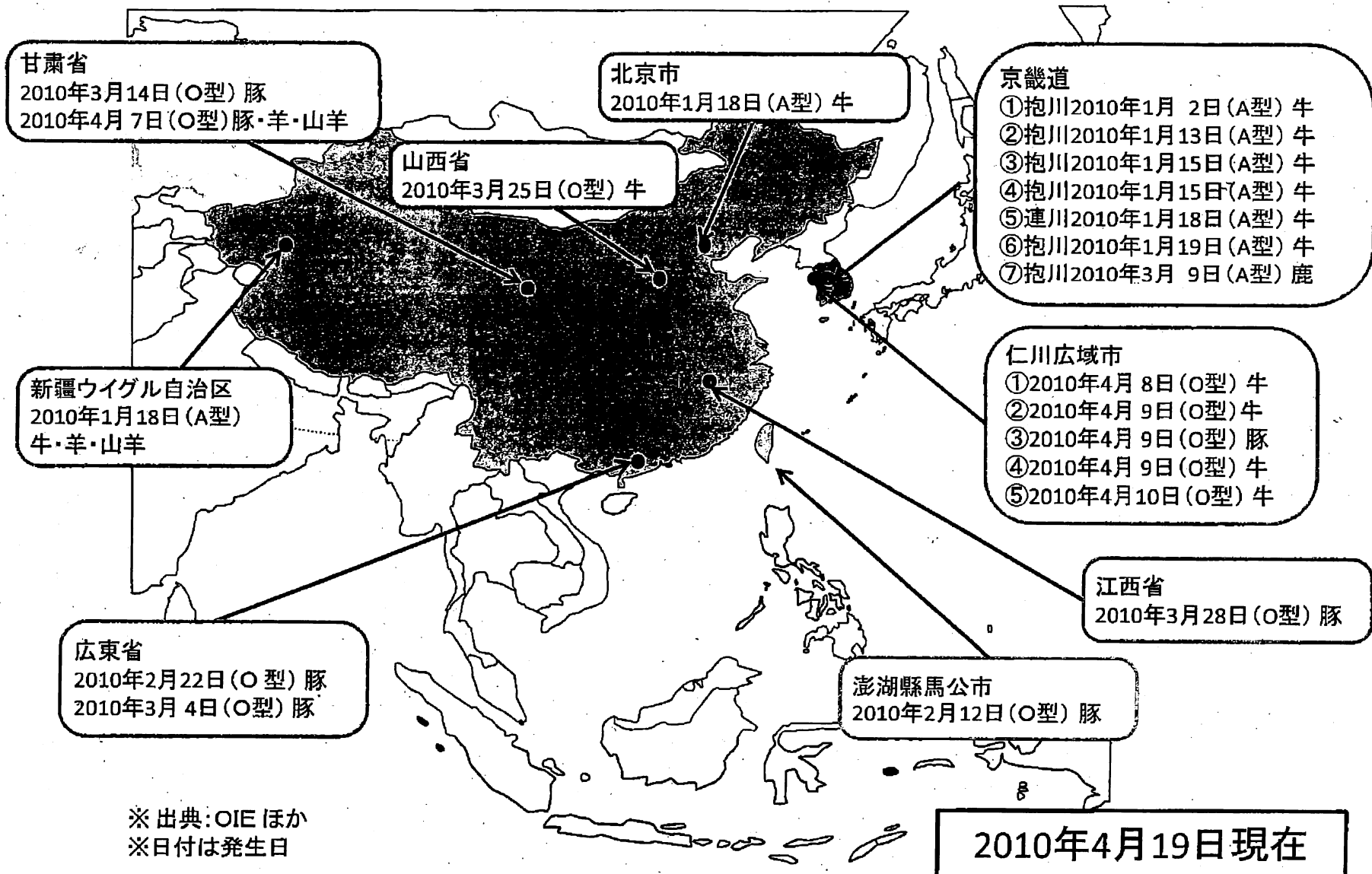
カナダ	ニカラグア
チリ	パナマ
コスタリカ	米国
キューバ	ベリーズ
エルサルバドル	ドミニカ共和国
グアテマラ	ハイチ
ガイアナ	メキシコ
ホンジュラス	

～アフリカ(2カ国)～

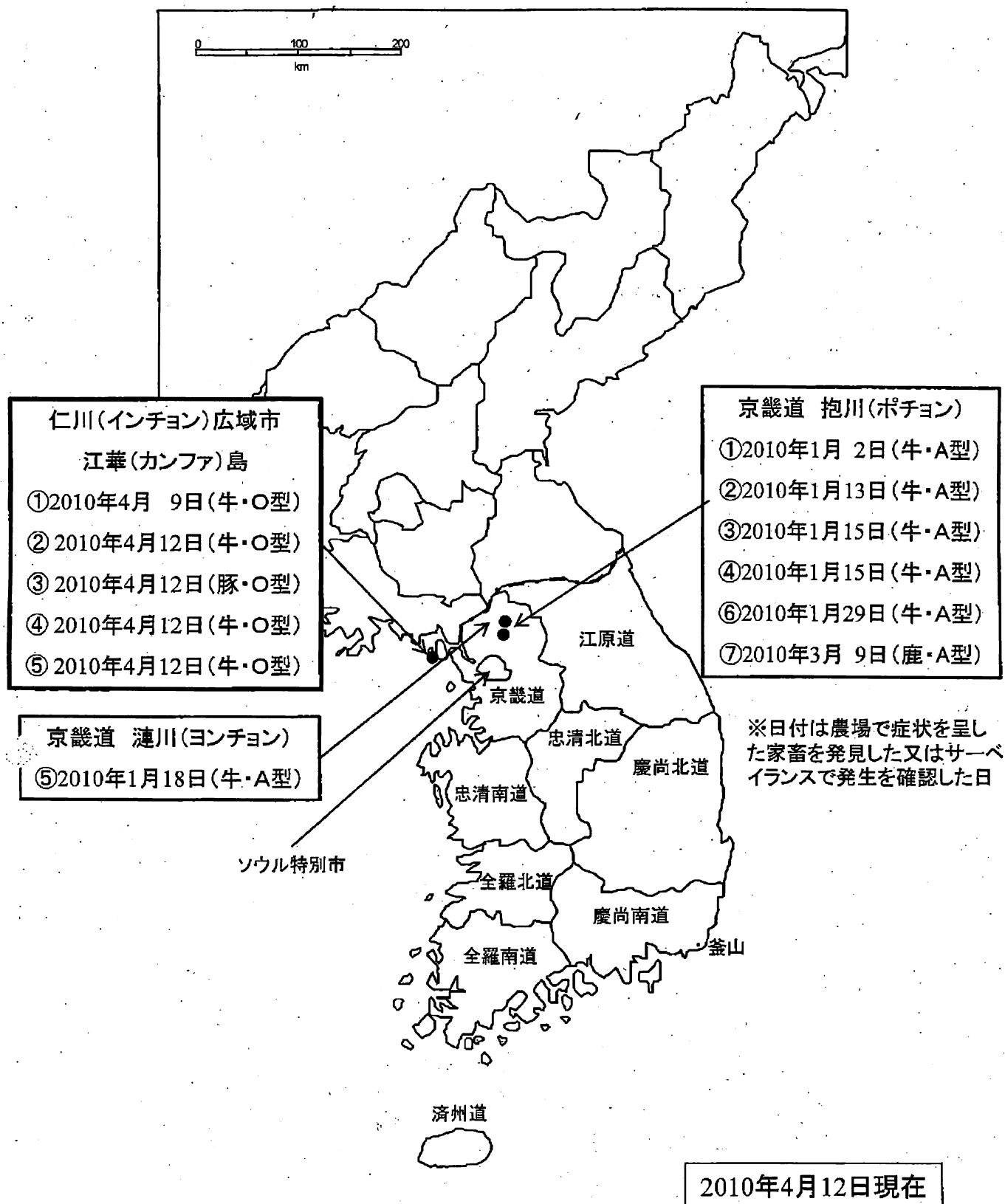
マダガスカル
モーリシャス

※ワクチン非接種清浄国はOIE公式認定

中国、台湾、韓国における口蹄疫の発生状況（2010年1月以降の発生）



韓国における口蹄疫の発生状況



出典: OIE World Animal Health Information Database

＜韓国における口蹄疫（A型）発生の概要＞

（注）一部、非公式情報が含まれる場合があります。

	異常確認日 (確定日)	発生場所	発生群 (畜主)	飼養頭数	発生例数 ／死亡数	発生状況、防疫対応、疫学情報
①	1/2 (1/7)	京畿道・抱川 (ポチョン)	牛 (乳牛)	185頭	6頭 ／0頭	・当該農場から発生日前7日以内に牛を購入した2農場は、管理区域（発生農場の20km以内）に位置せず、すべての乳牛のFMD検査陰性を確認。しかしながら予防的措置としてこれらの牛はとう汰。 ・発生農場から発生日前7日から21日までに牛を購入した3農場は、移動制限措置を講じ、検査を実施。 ・農場で勤務する外国人労働者がウイルスを伝搬した可能性も考えられる。
②	1/13 (1/13)	京畿道・抱川	牛 (韓牛)	15頭	2頭 ／0頭	・初発農場から3.5km離れ、初発農場で設定されたサーベイランスゾーン内の農場。 ・当該農場に関連した移動制限は設定済み。 ・初発農場と人の動きの点で疫学的関連あり（獣医師の関与が疑われる）。 ・家畜検疫諮問委員会は、当該農場のすべての牛及び半径500m以内のすべての偶蹄類の動物を殺処分済み。 ・初発農場と人の動きの点で疫学的に関連するいくつかの農場の偶蹄類の動物のとう汰を決定。
③	1/15 (1/16)	京畿道・抱川	牛 (乳牛)	56頭	6頭 ／0頭	・初発農場から600m離れ、初発農場の危険区域（発生農場から半径3km以内の区域）以内に位置する。
④	1/15 (1/16)	京畿道・抱川	牛 (乳牛)	54頭	2頭 ／0頭	・初発農場から950m離れ、初発農場の危険区域（発生農場から半径3km以内の区域）以内に位置する。
⑤	1/18 (1/19)	京畿道・漣川 (ヨンチョン)	牛 (韓牛)	34頭	4頭 ／0頭	・初発農場から9.3km離れている。 ・当該農場は、山を外してサーベイランス区域を設定したため、当該農場はサーベイランス区域外農場。 ・新たに同郡に対策本部を設置。 ・当該農場から半径10km以内に移動統制所を17か所設置し集中的な消毒を実施中。 ・半径10km以内に227農場、偶蹄類の動物約5万4千頭飼育。
⑥	1/29 (1/30)	京畿道・抱川	牛 (乳牛)	81頭	9頭 ／0頭	・初発農場から3.8km離れ、サーベイランス区域内に位置。 ・当該農場のすべての牛及び半径500m以内の偶蹄類95頭を殺処分。 ・初発農場の飼料運搬車両及び精液供給車両が、当該農場に出入りしていた。
⑦	3/9 (3/10)	京畿道・抱川	鹿	12頭	12頭 ／0頭	・6例目の発生農場の危険区域内で実施された血清学的検査で発見。 ・当初12頭中2頭、再検査で12頭すべてが抗体陽性（ELISA）。RT-PCRは陰性。 ・まん延防止措置として12頭全てを殺処分。

【韓国における防疫措置】

- (1) 発生農場の家畜及び発生農場から半径500m以内のすべての偶蹄類の動物のとう汰
- (2) 発生農場の疫学関連農場の調査
 - 発生日前7日間に発生農場から牛を購入した農場
 - 発生日前7日から21日の間に発生農場から牛を購入した農場
- (3) 次の3区域における移動制限
 - 危険区域 Risk Zone (発生場から半径3km以内の区域)
(対策の概要) 偶蹄類の動物の移動・導入の禁止、家畜市場・と畜場の閉鎖、生乳の廃棄、人・車輛の移動の制限
 - サーベイランス区域 Surveillance Zone (発生農場から半径3km～10kmの区域)
(対策の概要) 偶蹄類の動物・導入の禁止、家畜市場・と畜場の閉鎖、飼料用として生乳の使用の禁止、人・車輛の移動の制限
 - 制限区域 Control Zone (発生農場から半径10km～20kmの区域)
(対策の概要) 家畜市場の閉鎖、人、車輛の移動の制限
- (4) 発生施設・農場の消毒
- (5) 日本向けに輸出される関連製品への証明書発行の停止
- (6) 韓国では口蹄疫ワクチン接種は禁止

9

【韓国における口蹄疫清浄化の進捗状況】

(2月23日・韓国報道情報)

- ・ 6例目以降の追加発生はなし
- ・ 2月9日以降、1～5例目に関する警戒地域(発生地から3～10km)は、採血及び臨床検査で異常が認められなかったことから、順次解除された。
- ・ 6例目に関する警戒地域の解除を23日に予定していたが、京畿道政府は解除の延期を決定。解除の時期については今後検討される。(6例目の警戒地域における173戸1173頭の採血及び臨床検査では異常が認められなかったが、口蹄疫の最終発生地であることなどを考慮し、慎重を期するための決定とのこと)
- ・ 1～6例目に関する危険地域(発生地から3km以内)に対する移動制限は当分の間維持され、移動規制所(42カ所)の運営も継続される。

(2月25日15:00現在・韓国政府関係者情報)

- ・ 25日、6例目の発生から3週間以上新たな発生がないことから、6例目に係る警戒地域(3～10km)の移送制限を解除。
- ・ 今回の移送制限解除の対象は185農家6万4千頭の家畜で、売買、出荷など。
- ・ 1～6例目の危険地域(3km以内)の移動制限は、追加発生がなく今後の検査で異常が認められない場合、3月上旬から段階的に解除する予定。

(3月10日16:00現在・韓国政府関係者情報)

- ・ 口蹄疫6例目の危険地域の解除を行うため、危険地域内の農場の精密検査を行ってきたところ、昨日、1戸の鹿農家12頭のうち2頭が口蹄疫抗体陽性を確認。
- ・ 予防のため当該農家の全12頭の鹿を殺処分。

- ・ 本日の精密検査の結果、抗体は陽性であったが、抗原検査は陰性で、ウイルスは分離されなかった。
- ・ 今週にも6例目に係る危険地域の解除を計画していたが、今回の事例により、3月22日の週まで危険地域の解除は延期。
(1例目～5例目に係る危険地域は、3月4日に解除。警戒地域は全て先月に解除)

(3月11日) (OIE http://www.oie.int/wahis/public.php?page=weekly_report_index&admin=0)

- ・ 3月9日に抗体陽性を呈した2頭の鹿が飼育されている、上記鹿飼育農場の12頭の鹿から再度血清を採材して3月10日に検査したところ、全頭抗体陽性。RT-PCRは陰性。他の農場で陽性事例なし。

(3月24日・韓国政府関係者情報)

- ・ 韓国農林水産部は、23日、口蹄疫が終息したことを宣言。
- ・ 6例目の発生農場の危険地域(3km以内)内でシカに口蹄疫の抗体が検出されたが、集中的な消毒を実施し、その後の周辺農家の検査結果はすべて陰性であったことから、本危険地域の移動制限を解除。(これにより、全発生例に関する移動制限が解除)
- ・ 殺処分された家畜の数は、5,956頭。

内訳	肉牛	236頭
	乳牛	2,669頭
	豚	2,953頭
	鹿	52頭
	山羊	46頭
- ・ これまで閉鎖されていた全国82か所の家畜市場も23日から再開可能。
- ・ 農林水産部は、「家畜疾病危機対応実務マニュアル」に従い、発令されていた「注意」措置を「関心」段階に移行。

韓国における口蹄疫（0型）発生の概要

（注）国際機関や在外公館等政府関係者から入手された情報のほか、一部、報道等による情報を含みます（〔 〕で記載）
頭数等は、国際機関への報告等の際に修正される場合があります。

	異常確認日 (確定日)	発生場所	発生群 (畜主)	飼養頭数	発生例数 ／死亡数	発生状況、防疫対応、疫学情報
①	4/8 (4/9)	仁川広域市 ・江華島 (インチョン ・カンファド)	牛 (韓牛)	169頭	10頭 ／0頭	・4月8日、獣医師が疑わしい症例を発見し、地元獣医当局へ通報。 ・地元当局が実施した抗体検出ELISAでは陰性だったが、疑わしい臨床症状があったため国家獣医研究研究所（NVRQS）で精密検査を実施。9日、RT-PCRで口蹄疫（0型）と判定。 [発生農場では、外国人労働者の雇用はなく、牛の売買などの取引もなかった。畜舎の敷料も国内産のおがくずを使っていた。]
②	4/9 (4/10)	仁川広域市 ・江華島	牛 (韓牛)	84頭	-頭 ／-頭	・初発農場から1.4kmの距離に所在。
③	4/9 (4/10)	仁川広域市 ・江華島	豚	1,500頭	-頭 ／-頭	・初発農場から3.5kmの距離に所在。
④	4/9 (4/10)	仁川広域市 ・江華島	牛 (韓牛)	11頭	-頭 ／-頭	・初発農場から0.7kmの距離に所在。
⑤	4/10 (4/10)	仁川広域市 ・江華島	牛 (韓牛)	220頭	-頭 ／-頭	・初発農場から1.8kmの距離に所在。

【韓国における防疫措置】

- (1) 4月9日、中央家畜防疫協議会を開催。
- (2) 発生農場の周辺における偶蹄類の動物の殺処分の範囲を当初の半径500m以内から3km以内に拡大(9日)。
(以下、前回発生時の対応を参考)
- (3) 危険区域、警戒区域、管理区域の3区域を設定し、移動等を制限
(参考：前回発生時の対応)
 - 危険区域 Risk Zone (発生場から半径3km以内の区域)
(対策の概要) 偶蹄類の動物の移動・導入の禁止、家畜市場・と畜場の閉鎖、生乳の廃棄、人・車輛の移動の制限
 - 警戒(サーベイランス)区域 Surveillance Zone (発生農場から半径3km～10kmの区域)
(対策の概要) 偶蹄類の動物・導入の禁止、家畜市場・と畜場の閉鎖、飼料用として生乳の使用の禁止、人・車輛の移動の制限
 - 管理(制限)区域 Control Zone (発生農場から半径10km～20kmの区域)
(対策の概要) 家畜市場の閉鎖、人・車輛の移動の制限
- (4) 発生農場・施設の消毒
- (5) 韓国では口蹄疫ワクチン接種は禁止

【防疫措置の進捗状況】

予防的殺処分(発生農場周囲3km以内)が終了

韓牛	145戸	6,092頭
肉牛	6戸	704頭
乳牛	10戸	677頭
豚	26戸	22,003頭
山羊	15戸	108頭
鹿	10戸	85頭
合計	212戸	29,669頭

【我が国の対応】

動物検疫所において、下記の対応を引き続き実施。

- ・韓国からの偶蹄類の動物の肉等及び糞等からの輸入禁止。
- ・韓国からの旅客に対する靴底消毒等の徹底。

【その他】

韓国政府から国際獣疫事務局(OIE)への報告

<速報> http://www.oie.int/wahis/reports/en_imm_0000009126_20100409_155436.pdf

口蹄疫の発生及び対応状況等（2000年）

月 日	
3月25日	① 宮崎県宮崎市の肉用牛肥育農家（飼養頭数10頭）の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。 14時～ ・ ①の通行遮断措置。 （半径50m；4か所封鎖、4名（家保2名、警察2名）） ・ ①の移動制限地域の設定。（半径20km；12市町村） ・ ①の搬出制限地域の設定。（半径50km；3県32市町村）
3月26日	～17時30分 ・ 通行遮断措置の完了。 ・ 疑似患畜の殺処分。汚染物品埋却作業完了。 （：疑似患畜10頭、自衛殺3頭、飼料120kg、堆肥 ・ 人員（殺処分（国2名、家保7名、市役所17名）、 連絡員（家保2名）、埋却（家保3名））
3月27日	・ 韓国において口蹄疫を否定できない水疱性疾病の発生の確認を受け、韓国から輸入される牛肉、豚肉等について輸入検疫証明書の発行を停止。 ・ 台湾産稲ワラについて輸入時の消毒の実施を決定。
3月29日	・ 30日以降当分の間、口蹄疫の清浄国以外の地域からの輸入稲ワラ等に対する家畜防疫官の検査、ホルマリンガス消毒等の実施を決定。
3月30日	・ 口蹄疫の清浄国以外の地域から既に輸入されている稲ワラ等について飼料及び敷料としての使用を控える旨都道府県に通知。
4月3日	② 宮崎県高岡町の肉用牛繁殖農家（飼養頭数9頭）の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。 19時～ ・ ②の通行遮断措置の開始。 （半径50m；2か所封鎖6名（家保3名、役場2名、警察1名））
4月4日	～16時30分 ・ ②の通行遮断措置の完了。 ・ ②の疑似患畜の殺処分。汚染物品埋却作業完了。 （：疑似患畜9頭、飼料40kg、堆肥少々 ・ 人員（殺処分（家保7名、役場等10名）、 連絡員（役場1名）、埋却（家保3名、役場12名） ・ ①においてPCRで得られたウイルス遺伝子の断片は、アジア地域で分離されている口蹄疫ウイルスと近縁の新たな口蹄疫ウイルス株（O/JPN/2000）であることが判明。この結果、①で確認された「疑似患畜」全頭を「患畜」と診断。
4月9日	③ 宮崎県高岡町の肉用牛繁殖農家（飼養頭数16頭）の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。

- 4月10日 8時30分～18時20分
- ・③の通行遮断措置。(半径50m; 2か所封鎖、6名(家保1名、農協2名、警察1名))
 - ・③の疑似患畜の殺処分、汚染物品埋却作業完了
 - ・疑似患畜16頭、飼料90kg、堆肥
 - ・人員(殺処分(家保7名、補助員等28名)、連絡員(県2名、役場1名)、退却(家保3名、役場4名))
 - ・韓国における口蹄疫の発生が公式に確認されたことから、家畜伝染病予防法施行規則を改正し、韓国を偶蹄類の動物及びその肉等の輸入禁止地域として指定。
- 4月14日
- ・③における採取材料から口蹄疫ウイルスを分離・確認。この結果、③で確認された「疑似患畜」のうち抗体陽性が確認されている10頭を「患畜」と診断。
- 4月23日 午前0時
- ・3月25日に設定された搬出制限地域を解除。同時に移動制限地域を②及び③の各々1農場を中心とした半径10kmの地域に変更。
 - ・抗体検査の結果、清浄性を確認するために更なる検査が必要な農場については、農場隔離検査プログラムを開始。
- 4月26日 午前0時
- ・移動制限地域を③の農場を中心とした半径10kmの地域のみに変更。
 - ・③のウイルス遺伝子が①と同じウイルス(O/JPN/2000)由来の遺伝子であることを公表。
- 4月27日
- ・宮崎県における口蹄疫発生に伴う総合的な対策について公表。
- 5月2日 午前0時
- ・③の農場を中心とした半径10km以内の地域に係る移動制限を解除。
- 5月11日
- ④、北海道本別町の肉用牛肥育農家(飼養頭数705頭)の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。
- ・農場隔離検査プログラムによる検査対象農場は、④の農場以外は全て清浄であることが確認された。
- 18時～
- ・④の移動制限地域の設定。(半径10km; 5町)
- 5月12日 10時～
- ・④の通行遮断措置の開始。(半径50m; 2か所封鎖、8名(家保1名、警察2名、町、農協等5名))
 - ・④の疑似患畜の殺処分開始。(・牛705頭・人員270名(家保、町、農協等))
- 5月13日
- ・④においてPCRで得られたウイルス遺伝子の断片の分析により、③で分離されたウイルスと同一であることが判明。この結果、④で確認された「疑似患畜」のうちウイルス遺伝子の断片が検出された2頭を「患畜」と診断。
- 5月14日
- ・移動制限地域内139戸の立入り検査終了。異常なし。
 - ・～10時 ④の通行遮断措置の完了。

- 5月15日 ~10時5分 ・④の疑似患畜の殺処分終了。
- 10時～ ・④の汚染物品埋却処理開始。
 ・飼料1,300トン、敷料6,200m³、堆肥3,540トン
 ・人員（埋却処分（家保、町、農協等計181名））
- 5月18日 ~17時 ・④の汚染物品埋却処理完了。
- 5月25日 ・血清検査の結果、移動制限地域内139戸、疫学関連農場85戸 計224戸全戸の
 清浄性確認。
- 6月9日 午前0時 ・④の農場を中心とした半径10km以内の地域に係る移動制限を解除。
- 6月22日 ・国際獣疫事務局（OIE）主催の「東アジア地域における口蹄疫に関する会議」
 （20日～22日；東京）が開催され、畜産局衛生課、家畜衛生試験場及び動物検疫
 所から専門家が出席。
 本会議で、東アジア各国等に対し、口蹄疫の発生原因が粗飼料である可能性
 を否定できないことから、それらの危険度分析を取り入れた危機管理対策の実
 施等について勧告。
- 8月9日 ・宮崎県の3農家に対する交付金・手当金の交付。
 ① { ・埋却費交付金 305千円
 ・へい殺畜等棄却手当金 3,010千円
 ② { ・埋却費交付金 301千円
 ・へい殺畜等棄却手当金 3,614千円
 ③ { ・埋却費交付金 342千円
 ・へい殺畜等棄却手当金 6,345千円
- 8月17日 ・北海道の1農家に対する交付金・手当金の交付。
 ④ { ・へい殺畜等棄却手当金 292,416千円
 ・埋却費交付金 26,119千円
- 9月1日 ・25日から29日まで開催される「口蹄疫その他疾病委員会」（国際獣疫事務局：
 OIE）に、今回の口蹄疫に関する、①発生時のまん延防止措置の実施状況、②臨
 床的及び血清学的サーベイランスの結果、③侵入防止措置の実施状況、④原因
 究明のための疫学調査の結果等について、報告書を同事務局に提出。
- ・口蹄疫の発生原因を究明するための疫学調査より、侵入源として考えられる
 家畜、人、車両、輸入飼料等の可能性について検討したところ、初発農場で使
 用されていた中国産麦わらが他の要因に比べ侵入源として最も可能性が高いこ
 とが判明。
- 9月27日 ・「口蹄疫その他疾病委員会会議」（国際獣疫事務局：OIE、26日）により我が
 国の口蹄疫清浄国への復帰が承認されたことを発表。

注：①、②、③及び④は、疑似患畜又は患畜の確認を示す。

○口蹄疫発生状況

発 生 日	発 生 場 所	農 場	畜 種	飼養頭数	発症頭数
3月25日	宮崎県宮崎市	A農場	牛	10	10
4月3日	宮崎県高岡町	B農場	牛	9	0
4月9日	宮崎県高岡町	C農場	牛	16	0
5月11日	北海道本別町	D農場	牛	705	0

○防疫対応経過

農 場	診断日	殺処分完了日	殺処分頭数	移動制限地域設定
宮 崎 A農場	3/25	3/26	10	3/25～4/22
B農場	4/3	4/4	9	4/3～4/25
C農場	4/9	4/10	16	4/9～5/2
北海道 D農場	5/11	5/15	705	5/11～6/9

○立入検査及び民間獣医師等診療時検査実績

単位：戸

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	緬山羊	その他	計
立入検査戸数	21,707	64,575	5,823	816	304	93,225
診療時検査	69,443	68,337	4,535	859	132	143,306
合 計	91,150	113,912	10,358	1,675	436	236,531

注1) 移動・搬出制限地域内の全戸15,942戸は血清サーベイランスを実施。

注2) 立入検査戸数と民間獣医師等報告数は一部重複する。

期間：平成12年3月26日～6月9日

○農場への手当額

単位：千円

農 場	名 目	手 当 額
A農場 (宮 崎)	へい殺畜等棄却手当金	3,010
	へい殺畜等埋却費	305
B農場 (宮 崎)	へい殺畜等棄却手当金	3,614
	へい殺畜等埋却費	301
C農場 (宮 崎)	へい殺畜等棄却手当金	6,345
	へい殺畜等埋却費	301
D農場 (北海道)	へい殺畜等棄却手当金	292,416
	へい殺畜等埋却費	26,119
合 計		332,452

注1) 「へい殺畜等棄却手当金」とは、殺処分された家畜の生体評価額の4/5相当の手当金のこと。

注2) 「へい殺畜等埋却費」とは、埋却に要した経費の1/2のこと。

○移動・搬出制限地域内の家畜の飼養状況

・宮崎県

移動制限地域（20キロ内；12市町村）

乳用牛農場		肉用牛農場		豚農場	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
120	4,308	3,392	65,240	184	157,860

搬出制限地域（50キロ内；32市町村）

乳用牛農場		肉用牛農場		豚農場	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
641	26,280	12,288	203,535	916	715,959

注）搬出制限地域は宮崎、熊本、鹿児島県の3県に跨る。

・北海道

移動制限地域（10キロ内；5町）

乳用牛農場		肉用牛農場		乳肉複合農場		その他		合計	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
96	11,633	31	7,394	11	1,548	1	85	139	20,660

○宮崎関連血清サーベイランス実績

区 分	検査戸数	検査頭数
移動制限地域	3,619	8,258
搬出制限地域	12,184	17,873
3県清浄地域	8,054	8,712
牛導入関連	1,535	4,325
輸入粗飼料関連	1,169	4,235
その他	1,329	3,774
合計	27,890	47,177

注）3県とは宮崎、熊本、鹿児島県である。

○北海道関連血清サーベイランス実績

区 分	検査戸数	検査頭数
移動制限地域	139	3,506
疫学関連	85	2,211
合計	224	5,717

我が国が講じた措置

平成12年10月現在

	出 来 事	輸入検査措置	国内措置	関連省庁等との連携等
3月25日	宮崎県で口蹄疫の疑似患者発生（宮崎市、10頭（その後4月4日に患者と確定））	「口蹄疫の疑似患者について」 事務連絡→動検 ・国内での口蹄疫発生に伴う輸出検査証明書発行の停止	「口蹄疫の疑似患者の確認について」 畜産局長→各都道府県 （12畜A第658号） ・宮崎県での口蹄疫発生通知と本病まん延防止のため国内防疫の強化依頼 「口蹄疫の疑似患者発生について」 衛生課長通知→宮崎県 （12-68）	
3月26日			「口蹄疫の疑似患者の摘発への防疫対応について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の疑似患者発生農家の関連場所の調査について」 事務連絡→宮崎県・熊本県 「口蹄疫の疑似患者の摘発に係る情報について（第1・2・3報）」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の疑似患者の摘発への防疫対応について（その1、2、3、4）」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫疑似患者摘発にかかる各種風評について（第1報）」 事務連絡→各都道府県	
3月27日	韓国で口蹄疫疑似患者発生	「台湾産稲ワラ、乾草及び麦ワラの輸入検査について」 畜産局長→動検 （12畜A第683号） ・台湾産稲ワラ等の輸入検査強化 「韓国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物、その肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンについて」 事務連絡→動検 ・輸入の一時停止	「口蹄疫の疑似患者の摘発への防疫対応について（その5）」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の疑似患者摘発に係る防疫対応に要する資材について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の疑似患者の確認に伴う対応について」 事務連絡→（社）全国動物医薬品器材協会	「台湾産稲ワラ、乾草及び麦ワラの輸入検査について」（12畜A第683号） →（財）交流協会、通産省農産園芸局
3月28日			「口蹄疫疑似患者の確認に係る各種風評について（第2報）」 事務連絡→各都道府県 「血液疫学調査のための血液材料の送付について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の疑似患者の確認に伴う対応について・2」 事務連絡→（社）全国動物医薬品器材協会	
3月29日	輸入稲わら等の検査を強化	「韓国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物、その肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンについて」 事務連絡→動検 ・再度、輸入停止の徹底依頼	「宮崎県への防疫員の派遣について」 事務連絡→各都道府県（熊本県・宮崎県・鹿児島県以外） 「口蹄疫の疑似患者の確認への防疫対応について（6・7）」 事務連絡→各都道府県	
3月30日		「稲わら等の輸入検査について」 畜産局長→動検所長 （12畜A第737号） ・口蹄疫発生国からの輸入稲わら等について、輸入検査の対象化	「輸入稲ワラ等の飼料への利用について」 事務連絡→各都道府県 「輸入稲ワラ等の利用について」 衛生課長通知→各都道府県、農政局、農協及び飼料関係等 ・輸入稲ワラ等について、飼料及び敷料としての利用を控え、堆肥化、園芸用等を使用 「口蹄疫疑似患者の確認に係る各	「稲ワラ等の輸入検査について」（12畜A第737号） 畜産局長→大蔵省、通産省農産園芸局 ・流通飼料課による「稲ワラ等の輸入業者に対する説明会」開催

			種風評被害について（第3報） 事務連絡 「輸入稲わら等の飼料への利用について」 事務連絡	
3月31日			「口蹄疫疑似患畜確認に係る防疫対応について（大至急）」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫疑似患畜確認に係る防疫対応について（2回目）」 事務連絡→各都道府県 「血清疫学調査のための血清材料の送付について（2）」 事務連絡→各都道府県	「乾草類の輸入植物検疫に関する動物検疫所との連携強化について」 （12農産第2487号） 農産園芸局長→畜産局長
4月2日	韓国で発生した初発事例を口蹄疫と診断		「口蹄疫疑似患畜の確認に係る各種風評被害について（第4報）」 事務連絡 「血清疫学調査のための血液材料の送付について（3）」 事務連絡→各都道府県	
4月3日	宮崎県で口蹄疫疑似患畜発生（高岡市、9頭（疑似））	「韓国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物、その肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件の廃止について」 衛生課長→韓国当局、動検 ・家畜衛生条件の効力停止を通知 「韓国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物、それら由来の畜産物の取り扱いについて」 事務連絡→動検 ・上記通知の追加説明	「口蹄疫の疑似患畜発生について」 衛生課長通知→宮崎県 （12-69）	
4月4日	韓国口蹄疫ウイルスO型と発表 日本口蹄疫ウイルスO型と発表（O型/JPN/2000株）			
4月5日			「家畜生産農場清浄化支援事業口蹄疫まん延防止対策の実施見込みについて」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫ウイルスの病性鑑定依頼について」 事務連絡→各都道府県	「稲ワラ等の輸入検査について」 事務連絡（課長補佐）→大蔵省税関相談官 ・稲ワラ等消毒場所について他所設置申請協力依頼
4月7日			「患畜及び疑似患畜の埋却に係る法律上の整理について（参考）」 事務連絡→各都道府県	
4月9日			「口蹄疫の疑似患畜発生について」 衛生課長通知→宮崎県 （12-70） 「口蹄疫ウイルスの抗体検査反応牛の取り扱いについて」 事務連絡→宮崎県・熊本県・鹿児島県	
4月10日	宮崎県で口蹄疫疑似患畜発生（高岡市10頭（患畜）、6頭（疑似））	「稲ワラ等の輸入検査実施要領について」 事務連絡→動検 「家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について」 （12畜A第799号） 畜産局長→動検 ・韓国を43条の表の地域へ変更第3清浄地域及び3/2以前は輸入可能の経過措置 「韓国から日本向けに輸出される偶蹄類の食肉等の輸出禁止に係る遊り措置の考え方について」 事務連絡→動検 ・家畜伝染病予防法施行規則改正に伴う附則第2項の考え方	「口蹄疫血清疫学調査の参考とするための牛血清の送付について（至急）」 事務連絡→各都道府県（宮崎県・熊本県・鹿児島県以外） 「口蹄疫ウイルスの抗体検査反応牛の疫学調査について」 事務連絡→各都道府県	「家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について」 （12畜A第799号） 畜産局長→経済局、外務省、大蔵省、厚生省、通産省、郵政省
4月11日		「韓国における口蹄疫の発生に伴	「韓国における口蹄疫の発生に伴	・輸入粗飼料検査検討会の

		「う防疫措置について」 衛生課長→動検、都道府県、畜産主務部長、各農政局 ・動検→厨芥残査の実施徹底 ・国内→普及啓蒙、防疫措置実施	「う防疫措置について」 衛生課長→各都道府県、各農政局 「家畜生産農場清浄化支援対策事業のうち口蹄疫まん延防止対策の実施について」 事務連絡→宮崎県・熊本県・鹿児島県	開催 (畜産局、農産園芸局共催)
4月12日			「口蹄疫の発生に伴う移動禁止の期間について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫防疫用ビデオの活用について」 事務連絡→各都道府県	
4月13日		「韓国における口蹄疫発生に伴う我が国への食肉等の輸入禁止措置に関する協力の依頼について」 衛生課長→動検 ・侵入防止の協力依頼 「清浄国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生件の一部改正について」 衛生課長→第3清浄各国、動検 ・家畜衛生条件中の第3清浄国リストから韓国を削除した旨各国へ通知	「口蹄疫の発生に伴う移動禁止の期間について」 ○事務連絡（3県以外の都道府県・各農政局） ○衛生課長通知（宮崎県・熊本県・鹿児島畜産主務部長）	「韓国における口蹄疫発生に伴う我が国への食肉等の輸入禁止措置に関する協力の依頼について」 衛生課長→法務省、海上保安庁 ・侵入防止の協力依頼
4月14日			「口蹄疫血清疫学調査における再検査の実施について」 事務連絡→各都道府県	
4月18日			「豚を対象とした清浄性確認のための血清調査について（依頼）」 事務連絡→宮崎県 「口蹄疫の緊急防疫に係る予防用器具の貸付申請の手続きについて」 事務連絡→各都道府県	
4月19日			「稲わら等の輸入検査について」 事務連絡→各都道府県	
4月20日			「口蹄疫の疑似患者の摘発への防疫対応に係る血清送付について（連絡）」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直しについて」 衛生課長→各都道府県、厚生省（12-49） 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直しについて（2）」 事務連絡→各都道府県（宮崎県以外）	
4月21日			「農場隔離検査プログラムにおける「検査要領」及び「隔離実施要領」について」 事務連絡→各都道府県、農政局 ・口蹄疫の清浄農場を確認するための検査要領 「血清疫学調査で再検査が必要となっている農場に対する隔離の指示と清浄性確認のための検査の実施について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫類似疾患に関する防疫対応状況及び中国産麦ワラに関する報告について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直し（3・4）」 事務連絡→各都道府県 「農場隔離検査プログラムにおけ	

			る検査要領及び隔離実施要領」 衛生課長→各都道府県 (12-51)	
4月22日			「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直し(5・6・7)」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の清浄性確認のための検査の実施と隔離の指示について」 事務連絡→宮崎県、熊本県、鹿児島県	
4月23日	日本口蹄疫の移動制限地域を半径10kmへ変更		「移動制限地域の変更にかかる告示について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直しについて(9)」 事務連絡→各都道府県	
4月24日		「乾草類の輸入植物検疫に関する動物検疫所との連携強化について」 畜産局長→動検 (12畜A第883号) ・連携強化	「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直しについて(第2段)」 事務連絡→各都道府県	「乾草類の輸入植物検疫に関する動物検疫所との連携強化について」 農産園芸局長→畜産局長 (12畜A第883号) ・乾草類の動検との連携強化
4月25日			「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直しについて(第2段の1、2)」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限等の見直しについて(1、2)」 事務連絡→九州農政局 「ゴールデンウィーク中の口蹄疫防疫対策について」 事務連絡→各都道府県	
4月26日			「再検査農場及び農場隔離検査プログラム対象農場に係る血清送付時の記載事項について(依頼)」 事務連絡→各都道府県	
4月27日			「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限地域の解除等について」 衛生課長→宮崎県、厚生省 (12-51) 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限の全面解除について」 事務連絡→都道府県(宮崎県以外) (4/28に訂正版送付)	
5月1日			「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限地域の解除等について」 事務連絡→各都道府県	
5月3日			「血清検査結果の報告について(報告)」 事務連絡→北海道	
5月8日			「今回の口蹄疫ウイルスに関する貴県からの質疑事項について(回答)」 事務連絡→宮崎県	
5月11日	北海道で口蹄疫疑似患畜発生(本別町、2頭(患畜)、703頭(疑似))		「口蹄疫の疑似患畜発生について」 衛生課長→北海道 (12-63) 「北海道における口蹄疫の隔離検査プログラムの実施結果とその後の防疫対応について」 事務連絡→都道府県(北海道以外、農政局) 「口蹄疫に対する防疫対応に関するについて」 衛生課長→各都道府県	
5月12日			「北海道での疑似患畜の確認に伴う口蹄疫の防疫対策の強化等について」 畜産局長→北海道	

			(12畜A1347) ・情報の周知(地域へ国からの情報提供、異常家畜の早期届出の徹底)飼養牛及び輸入粗飼料の立入検査 ・調査の実施、食肉・牛乳等の安全性の喚起 「口蹄疫の発生に伴う移動制限措置について」 事務連絡→各都道府県 「口蹄疫の疑似患者確認に関する情報について」 事務連絡→各都道府県、農政局 「農林記者クラブ・農林記者会会見メモについて(参考)」 事務連絡→各都道府県、農政局 「口蹄疫発生に関する疫学調査について(依頼)」 事務連絡→北海道	
5月14日			「口蹄疫関連情報の報告について(依頼)」 事務連絡→北海道	
5月23日			「口蹄疫発生農場の消毒に関する照会に対する回答について」 事務連絡→北海道	
5月26日			「口蹄疫対策における土・日等の連絡体制について」 事務連絡→各都道府県	
5月31日		「家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について」 (12畜A第1408号) 畜産局長→動検 ・規則第43条の表の2の地域を削除し、中国からの輸入偶蹄類動物(生体)の輸入禁止 「家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の農林水産大臣の定める基準の一部改正について」 (12畜A第1409号) 局長通知→動検		「家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について」 (12畜A第1408号) 畜産局長→外務省、大蔵省、厚生省、通商産業省、郵政省、運輸省、経済局 「家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の農林水産大臣の定める基準の一部改正について」 (12畜A第1409号) 畜産局長→外務省、大蔵省、厚生省、通商産業省、郵政省、運輸省、経済局
6月5日		「稲ワラ等の検疫について」 畜産局長→動検 (12畜A第1535号) ・口蹄疫再侵入防止のため、輸入稲ワラ等の輸入時消毒措置をS・Kに限定		「稲ワラ等の検疫について」 (12畜A第1535号) 畜産局長→大蔵省、通商産業省、農産園芸局
6月6日			「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限地域等の解除について」 事務連絡→各都道府県、農政局	
6月7日			「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限地域の解除について」 衛生課長→各都道府県 (12-67)	
6月8日			「口蹄疫の防疫対策について」 事務連絡→都道府県、農政局 「口蹄疫の発生に伴い実施してきた移動制限地域の解除等について」 事務連絡→各都道府県	
6月16日		「中華人民共和国から日本向けに輸出された加熱処理された偶蹄類の動物の肉等について」 事務連絡→動検 ・加熱処理施設別輸入件数及び数量調査依頼		
6月20日～22日	OIE「東アジア地域における口蹄疫に関する会議」を東京で開催			
8月29日		「中華人民共和国から日本向けに輸出される加熱処理された偶蹄類の動物の肉、臓器及びそれらを原料としたソーセージ、ハム及びベー		

		ーコンの家畜衛生条件案の提示」 (12畜A第2428号) 衛生課長→中国家畜衛生当局 ・加熱処理肉条件案改正について 「韓国から日本向けに輸出される 加熱処理された偶蹄類の動物の 肉、臓器及びそれらを原料とした ソーセージ、ハム及びベーコンの 家畜衛生条件案の提示」 (12畜A第2429号) 衛生課長→韓国家畜衛生当局 ・加熱処理肉条件案提示		
9月26日	○ I E 口蹄疫委員会におけ る審査の結果、我が国は口 蹄疫清浄国復帰			